

兵庫県公報

平成23年8月16日 火曜日 第2312号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 平成23年度地籍調査事業計画の変更（同）	1
○ 造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の廃止（林務課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	6
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）	6
○ 兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	6
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	7
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	10
○ 落札者等の公示（管理課）	11
教育委員会告示	
○ 有形文化財の登録	11
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	11

告 示

兵庫県告示第890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年8月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業 （総合整備事業）	清水地区	平成23年8月16日から 同 年9月5日まで	明石市役所

兵庫県告示第891号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	豊岡市のうち竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結及び出石町暮坂	平成23年 4月から 平成24年 3月まで
同 上	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、奥米地、畑、大屋町大杉、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、関宮、尾崎及び吉井	同 上
同 上	朝来市のうち生野町竹原野、生野町黒川、生野町栃原、生野町小野、生野町奥銀谷、和田山町寺内、和田山町高生田、和田山町室尾、和田山町市場、和田山町和田、和田山町高田、和田山町白井、和田山町久田和、和田山町宮、和田山町岡田、和田山町竹田、和田山町三波、和田山町藤和、和田山町久世田、山東町大月、山東町栗鹿、山東町柴、山東町与布土、山東町森、山東町三保、山東町柿坪、多々良木、石田、澤、山内、羽瀨、山口、佐囊及び岩津	同 上
同 上	宍粟市のうち山崎町小茅野	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥金近、奥長谷、本郷、才金、平松、西下野及び乃井野	同 上
神戸市	神戸市のうち北区、須磨区及び垂水区	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町関及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同 上
明石市	明石市のうち西明石北町1丁目、2丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち二見町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上塚	同 上
芦屋市	芦屋市のうち呉川町及び西蔵町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち野間	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町出、若狭野町福井、矢野町榊及び矢野町能下	同 上
豊岡市	豊岡市のうち佐野、戸牧、岩井、伊賀谷、竹野町森本、竹野町金原、竹野町川南谷、日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、日高町河江、出石町暮坂及び但東町奥赤	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋、御津町苜屋、御津町中島及び御津町碓岩	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同 上
西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、住吉町、比延町、出会町及び黒田庄町船町	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山3丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち中央町、小花及び錦松台	同 上
小野市	小野市のうち脇本町	同 上

三田市	三田市のうち天神、西山、南が丘、横山町、三輪及び屋敷町	同 上
加西市	加西市のうち東笠原町、上宮木町、青野町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町大新屋、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町田路、山南町西谷、山南町和田、山南町若林、山南町小野尻、山南町小畑及び山南町山本	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち阿万塩屋町、倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、及び志知中島	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑、遠田、高山	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町皆木、波賀町野尻、波賀町鹿伏、波賀町引原及び山崎町小茅野	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち紫合、銀山、槻並、万善及び北田原	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区東山、中区田野口、加美区山寄上、加美区鳥羽、加美区清水、加美区轟、加美区西山、及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち大畑、作畑、新野、野村、高朝田、宮野、南小田及び上小田	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口及び高岡	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原及び竹田	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方及び氷上町中	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉	同 上

兵庫県告示第892号

造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）は、廃止する。ただし、平成22年度分の予算に係る造林事業の補助金で翌年度に繰り越したものについては、廃止前の造林事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第893号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号
工場長 八 馬 進
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	53号イ 研磨洗浄施設	
能	力	3 m ² /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～19時 2時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	530	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1	1

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 8月16日から同年 9月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第894号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(空中写真測量による地形図修正 レベル1000及び2500)

- 2 作業期間
平成23年 7月 5日から平成24年 3月19日まで
- 3 作業地域
姫路市南山間部



兵庫県告示第895号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正 レベル2500）
- 2 作業期間
平成23年 7月14日から平成24年 3月30日まで
- 3 作業地域
三田市全域



兵庫県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 8月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 8月16日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大川瀬吉川線	三木市吉川町古市字上寿和279番1から 同 市吉川町渡瀬字横枕22番2まで	新	5.0から 12.0まで	544.0	終点 変更



兵庫県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 8月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 8月16日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町市原字白地857番1から 同 市中川原町三木田字鍋売723番7まで	旧	16.0から 51.0まで	80.0	一部 予定地
		新	16.0から 81.0まで	123.0	一部 予定地

県道 上内膳塩尾線	洲本市中川原町三木田字鍋売723番7から 同 市中川原町三木田字鍋売723番13まで	旧	8.0から 11.0まで	16.0
		新	19.0から 25.0まで	18.0



兵庫県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年8月16日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年8月16日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇三田線	三木市吉川町古市字坂ノ上328番1から 同 市吉川町渡瀬字横枕22番2まで	旧	5.0から 16.0まで 11.0から 67.0まで	1,020.0 1,174.0	
		新	11.0から 67.0まで	1,174.0	



兵庫県告示第899号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成23年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成17年1月17日から平成24年3月まで
- 3 施行地区
尼崎市御園町の一部
- 4 事務所の所在地
尼崎市御園町54番
- 5 設立認可年月日
平成17年1月17日
- 6 変更認可年月日
平成23年8月1日



兵庫県告示第900号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を委託した。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
 - (1) 東京都港区芝浦 3丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 岡 田 政 幸
 - (2) 大阪市北区西天満 2丁目 8番 1号
ニッテレ債権回収株式会社顧問弁護士
長野総合法律事務所 弁護士 山 西 美 明
- 4 委託年月日
平成23年 4月 1日
- 5 収納の方法
 - (1) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。
 - (2) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃を収納したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
 - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸CLEAN SEA倶楽部
 - イ 代表者の氏名 長谷川 伸 三
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区塩屋町字大谷653番地 ベル・イルモ塩屋202号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、沿岸及び海底の美化保全推進並びに、海洋希少生物の保護を行うと共に、安全な海事思想の普及により、地域水辺の環境美化保全に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ソーシャルデザインセンター淡路
 - イ 代表者の氏名 木 田 薫
 - ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市神代地頭方1538番地 1
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、淡路島で暮らす人々に対して、個人及び団体の行うまちづくり活動、まちづくり事業を支援するとともに、必要な調査研究、政策提言、啓発活動等の事業を行い、淡路島の豊かな環境・歴史・文化・人のつながりが活きる、地域社会の自律的な発展に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご就業・雇用支援ネットワーク

イ 代表者の氏名 原 田 順 二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区御幸通6丁目1番25号 ももの木三宮ビル503号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者等の個人の就業を支援し、同時に企業の法的義務の達成及び人材確保の支援を行い、さらに企業、個人に対し労働関係の紛争を未然に防止し、公平に処理するための相談・調整・助言等の業務を行う等、雇用・就業に関する支援や情報提供事業を非営利活動として行うことにより、公正で健全な経済活動を推進し、活力ある地域発展を実現し、平等で自由な生活を送ることができる社会作りに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グルメサーカス

イ 代表者の氏名 濱 田 光 一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区大日通二丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、各地域の特色ある企業（個人事業を含む。）とともに国内を廻り、食文化のさらなる発展を期して、食品に対する信頼の回復活動、伝統的な食材の再発見活動、進取的な調理・加工の提案活動などをイベントを通じて行い、併せて地域アマチュア団体へのステージ提供、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発、安心安全を求める消費者への情報提供などを行うことにより、地域行事の一つとして根付かせ、文化の振興、環境保全、消費者保護に寄与し、ひいては日本経済全体の活性化に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人童謡サロン

イ 代表者の氏名 小 西 和 美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通3丁目12番14号 木馬内

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、日本古来のわらべうたや童謡に関するコンサート活動や埋もれた曲の発掘・保存並びに普及啓発などの事業を行い、地域に根ざした文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ざくろ

イ 代表者の氏名 上 村 和 子

ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町中1丁目8-44

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に障害者とその家族に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業や障害者に対する各種イベントの開催、地域住民と障害者の交流を深める交流スペースの運営、障害者に係わるカウンセリングや相談業務を行い、多面的に支援をすることで、誰もが安心してくらせる持続可能な社会の創出に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



1 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふたば

イ 代表者の氏名 中 本 正

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区駒ヶ林町三丁目 4番 1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、旧二葉小学校を中心に、周辺の市民に対して、地域の資源や特性を活かしながら、下町の優しさとぬくもりを継承するための事業を行い、にぎわいがある地域づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター

イ 代表者の氏名 林 佳 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町7番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の被災者等及び一般の高齢者、要介護者等に対する日常生活支援活動を実施し、併せて同様の支援活動を行っている市民活動団体へのサポート事業等を行うことによって、地域のコミュニティづくりに寄与するとともに、真の被災地の復興と国内外の自然災害における被災者の生活の視点に立った救援・復興支援のシステムの確立に寄与することを目的とします。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人N i C C L西宮暮らしやすい地域をめざす会

イ 代表者の氏名 丸 田 芳 裕

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市田代町1丁目1番 田代マンションA棟203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域生活の質の向上に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人リーフグリーン

イ 代表者の氏名 吉 本 加津子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区海運町3-3-8 (たかとりコミュニティセンター内)

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な神戸市内を中心とした地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他援助を必要とされる地域住民等に対して、居宅介護及び自立支援に関する事業、地域社会との交流を深めるためのふれあい事業、子育て支援に関する事業を行い、安心して暮らせるまちづくりの推進とこの地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人パラレルサポート

イ 代表者の氏名 寺 澤 美 香

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区戸崎通2丁目7番1号1F

エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々が、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、障害者・高齢者の生活支援・社会参画促進、子育て支援に関する事業を展開することにより、相互に理解し、仲間をつくり、地域づくりに参画、交流することができる地域社会の創造と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成23年 7月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

イ 代表者の氏名 清 水 巖



- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市下滝野563番地  
阿 江 忠 實
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成23年 2月14日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－11号（22加東）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成23年 8月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
地震体験車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年 7月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
菱相自動車工業株式会社 横浜市金沢区鳥浜町13番地10
- 5 落札金額  
21,522,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年 6月 7日

**教 育 委 員 会 告 示**

**兵庫県教育委員会告示第9号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、平成23年8月4日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

平成23年 8月16日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

| 種 別                             | 文化財の名称 | 数量 | 所 在 地            | 所 有 者   |
|---------------------------------|--------|----|------------------|---------|
| 登<br>録<br>有<br>形<br>文<br>化<br>財 | 建造物    |    |                  |         |
|                                 | 米里薬師堂  | 1棟 | 養父市八鹿町米里字大徳682番地 | 米里区     |
|                                 | 関神社    | 2棟 | 養父市関宮字鳥ケタワ1017番1 | 宗教法人関神社 |

**警 察 本 部 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 8月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
男性警察官用冬・合ワイシャツ 5,525着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年 8月 2日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社三友繊維神戸営業所 神戸市須磨区離宮西町2-2-1 離宮ビル406号
- 5 落札金額  
34,691,475円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年 6月21日